

BGM著作権に関する解説

2019年6月(改)

株式会社USEN
営業本部



◆著作権とは？	…P2
◆店舗での演奏に関する主な著作権	…P3
◆著作権の侵害について	…P4
◆著作権を侵害すると？	…P5
◆JASRACとは？	…P6
◆店舗でのCD使用条件	…P7
◆有線放送及び録音物に関する店舗での使用料	…P8
◆よくある著作権関連の質問1～11	…P9～13



◆著作権とは？

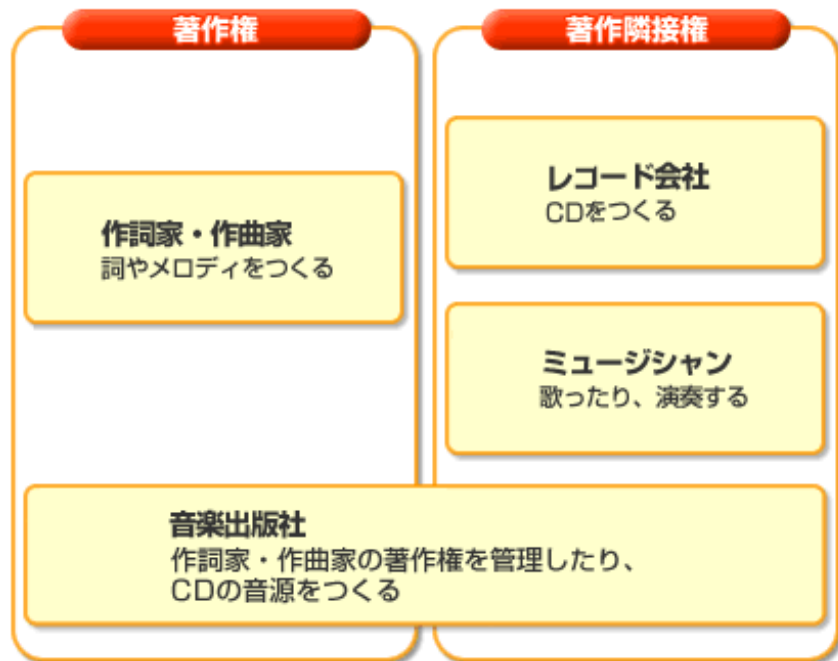
●【著作権とはどんな権利なのか】

著作権とは、音楽や小説、絵などの作品を創った人が持っている権利です。
作詞家、作曲家など著作権を持っている人を「**著作者**」といい、作品を使いたい人に対して条件を決めて使用させることができます。

レコード会社やミュージシャンは作詞家や作曲家の作った作品を広く世の中に届ける役割を果たして、著作権の隣り合わせにある「**著作隣接権**」を持っています。



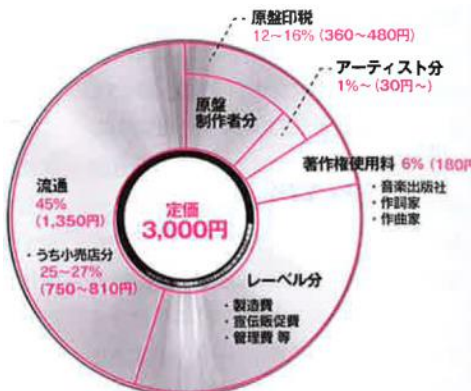
● 「音楽をつくる人」の法律上の権利をまとめると…



● 1枚のCDには3つの権利がある

1枚のCDには、「著作権」と「著作隣接権」に関する3つの権利が含まれています。

- ・作詞家・作曲家や音楽出版社の「**著作権**」
- ・CDの原盤をつくるレコード製作者の「**著作隣接権**」
- ・ミュージシャン(歌手・バンド)の「**著作隣接権**」



*例えば、市販CDを音源としてインターネットホームページにアップロードするような場合には、著作権者(JASRACの管理作品であればJASRAC)の許諾と同時に著作隣接権者の許諾が必要になります。



◆店舗での演奏に関する主な著作権

●【著作権は、著作物の利用方法に応じて様々な権利(支分権)があります】

権利	権利の内容
演奏権	<p>歌ったり、演奏することに関する権利です。お店での有線放送、市販CD、カラオケ、バンド演奏をする時に、この権利が関係します。</p> <p>【重要】USENの有線放送及び市販CD演奏は、お店の経営者様に代わってUSENが演奏権処理をしていますので、お店は直接JASRACと権利処理手続きがなくても音楽をBGMとして使用できます。</p> <p>※生演奏やイベント等で音楽を使用する際は、別途 手続きが必要となります。</p>
複製権	<p>「複製」とは簡単にいうと、録音(「コピー」や「ダビング」)することです。例えば、レコード会社は作詞家や作曲家が作った作品をCD盤に録音するため、権利者と権利処手の続きを行っています。</p> <p>※USENも有線放送用録音について複製権の手続きをしています。</p>
公衆送信権	<p>テレビやラジオの放送、有線放送、インターネット等で音楽を流すことに関する権利です。テレビやラジオ局はもちろん、趣味で作っているホームページで楽曲データ(MIDI)を掲載する場合も手続きが必要です。</p>

*上記以外に、上映権(映画・ビデオ上映など)、貸与権(CDレンタルなど)、頒布権(ビデオレンタルなど)等があります。

最近のメディアの中には2つ以上の支分権が複合的に働くケースもあります。

例えば、インターネットでの音楽配信の場合、サーバーへのアップロードについて「複製権」、ユーザーからのリクエストに応じて送信する際、アップロードと送信行為について送信可能化権を含む「公衆送信権」が働きます。



●【家でCDを自分用に録音する時にも著作権が関係するのか？】

音楽作品を録音する時には、**著作者の許諾が必要**です。

但し、自分で聴くために家で録音する時にも、いちいち許諾をとらなくてはいけないことになると大変です。そこで、著作権法では『家庭内での録音など、著作者にあまり大きな影響を与えないような範囲』で音楽作品を録音する場合には例外的に権利を制限して、音楽作品を自由に録音できるようにしています。

これを「**私的使用のための複製**」と言います。自分または家族が使用するために、自分または家族の録音機器で、自分または家族が録音することです。

●【営利を目的としないイベント等でも著作権が関係するのか？】

複数の人の前で歌ったり、演奏(CD等含む)する場合でも著作権の許諾手続きを取らないで自由に演奏できる場合があります。具体的には次の**3つの条件にすべてあてはまる場合のみ**で、1つでも該当すれば、著作権の手続きが必要となります。

1. 営利を目的としていない

※但し、企業や商店街のイベントの場合は入場料を取らなくても営利目的とみなされることがあります

2. どんな名目でもお金などの入場料をとらない

3. 演奏する人にギャラ(報酬)の支払いがない





●【民事上と刑事上の責任となるケースもあります】

店舗で市販のCDを許可なく使用することは、著作権の侵害となり著作物の使用料をJASRACより請求されることとなります。ケースによっては過去分の使用料の支払いも求められます。

※使用料の詳細は別紙一覧参照のこと

また、ダウンロードやコピーしたCD・iPodを店舗で演奏することは、そもそも著作権を侵害する行為で、民事上や刑事上の責任が法律で定められています。

※民事上の責任としては、無断で使った分の損害賠償の責任などを負うこととなります。刑事上の責任としては、『**10年以下の懲役、もしくは、1,000万円以下の罰金、又は、これを併科する**』という罰則規定が定められています。（法人の場合の罰金は3億円以下です）

損害賠償や罰則と聞くと、「音楽を使う」ことが大変なことだと感じられるかもしれませんが、しかし、苦勞して音楽をつくっている人たちのことを考えて、自分だったらしてほしくないことをしないようにすることが、正常なコンテンツ制作のリサイクルを促すこととなり、結果、ヒット曲や名曲が生み出され有線放送の活性化につながります。



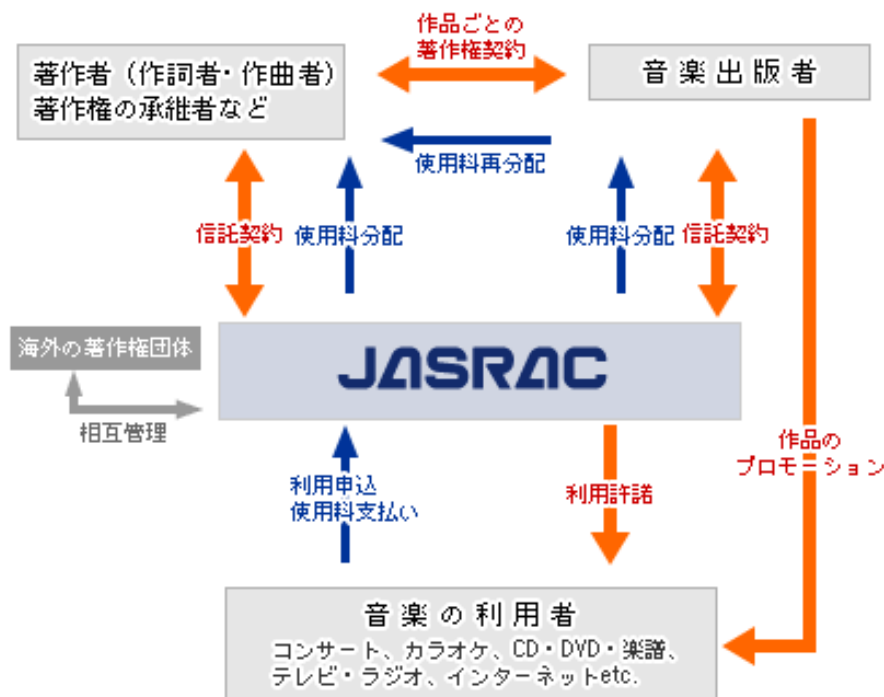
●【JASRAC(ジャスラック)とは？】

JASRACの正式名称は、「**一般社団法人日本音楽著作権協会**」といい、昭和14(1939)年に非営利の社団法人として設立されました。

JASRACが設立された当時、日本では「著作権」という言葉はほとんど知られていませんでしたが、現在では、約16,600の作詞家、作曲家、音楽出版社などから、著作権を預かり、放送やCDはもちろん、カラオケからネット配信までさまざまな音楽利用に対応したルールを作り、「音楽を使う人」の窓口になっています。

また、平成10(1998)年からはコンサートや講演、シンポジウムなどの音楽文化振興事業を積極的に実施しています。尚、JASRACは、著作権を管理している団体で、レコード製作者やミュージシャン（歌手・バンド）の持っている「著作権隣接権」は管理していません。

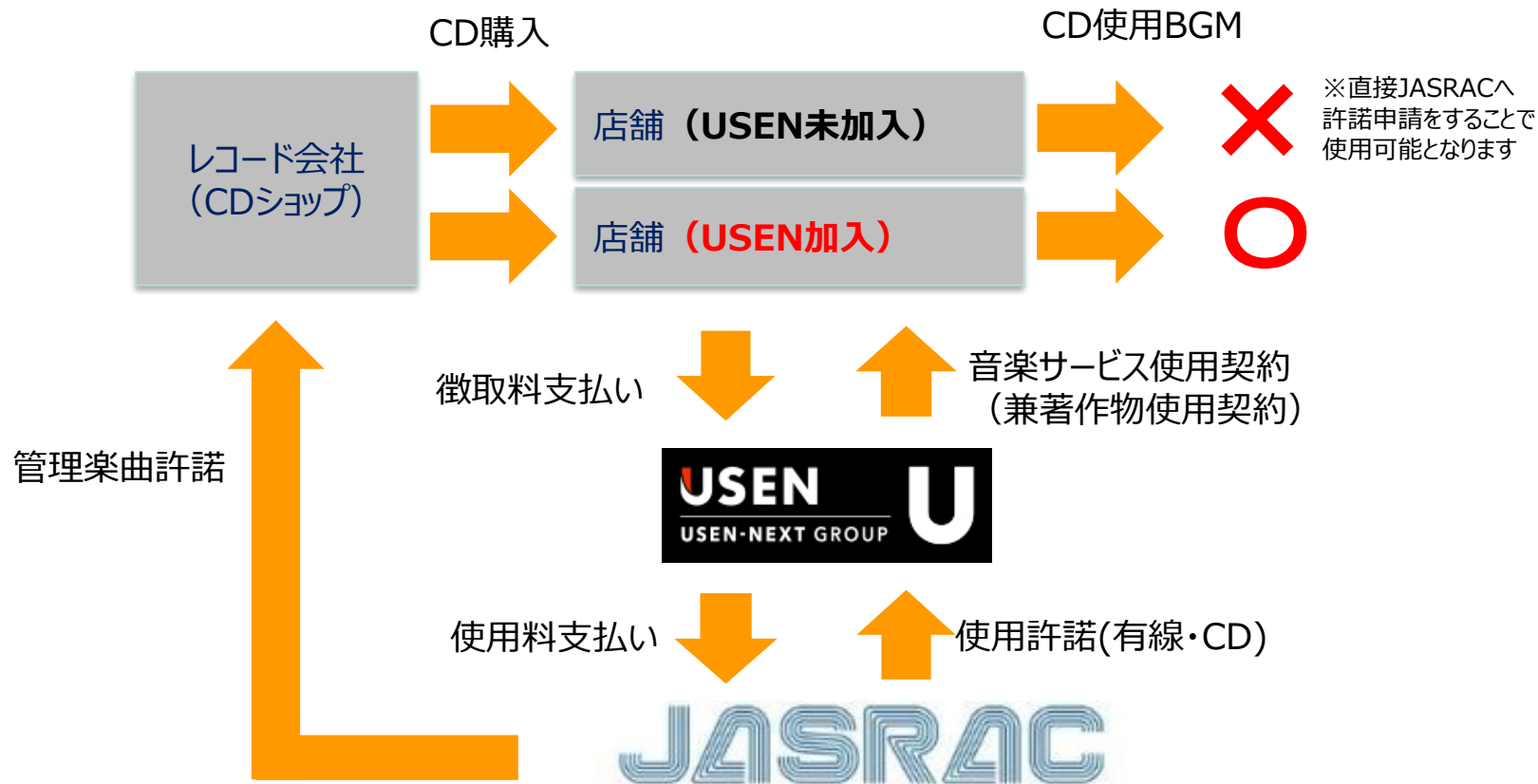
作詞家・作曲家・音楽出版社 とJASRAC





◆店舗でのCD使用条件

●【USENは店舗に代わってCD使用の許諾をJASRACから得ている】



【重要】USEN加入店は、お店の経営者様に代わってUSENが演奏権処理をしていますので、お店は直接JASRACと権利処理手続きがなくても音楽をBGM(背景音楽*1)として使用できます。

*1・・・生演奏やイベント等で音楽を使用する際は、別途 手続きが必要となります。



●【有線放送及び録音物(市販CD等)に関する店舗での使用料】

有線放送等により公衆送信される著作物を受信装置を用いて公に伝達し、又は適法に録音された録音物(市販CD等)による演奏により著作物を**背景音楽(BGM)として利用する場合**のJASRACへの使用料は次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする

● 1施設における使用料

(1)一般の店舗等の場合

区分	店舗等の面積	年額使用料
1	500㎡まで	6,000円
2	1,000㎡まで	10,000円
3	3,000㎡まで	20,000円
4	6,000㎡まで	30,000円
5	9,000㎡まで	40,000円
6	9,000㎡を超える場合	50,000円

(2) 宿泊施設の場合

区分	宿泊定員	年額使用料
1	100人まで	6,000円
2	200人まで	10,000円
3	300人まで	20,000円
4	400人まで	30,000円
5	500人まで	40,000円
6	500人を超える場合	50,000円

★USENの有線放送及び市販CD演奏は、お店の経営者様に代わってUSENが演奏権処理をしていますので、お店は直接JASRACと権利処理手続きがなくても音楽をBGMとして使用できます。

但し、背景音楽(BGM)以外の利用(生演奏やイベント等で音楽を使用する際)の場合は、別途、手続きが必要となります。





●【店舗での有線放送/ネット配信された音源/CD等の録音物の利用について】

Q : USEN加入店は店舗施設で市販CDを使うことはできますか？

A : JASRACの管理楽曲の市販CDはBGMと同様に、USENが著作権処理(元栓処理)を行っていますので、店舗のBGMとして自由に使用できます。但し、背景音楽(BGM)以外で使用する場合(*1)は別に許諾申請が必要です。

(*1)…背景音楽(BGM)以外で使用する場合

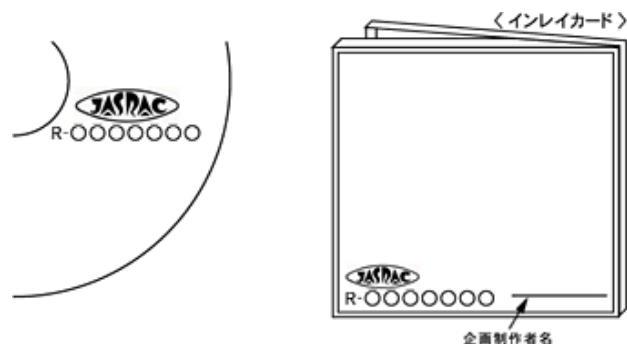
カラオケ教室、社交ダンス教室、エアロビクス、アクアビクス、カルチャーセンターの授業、DJパーティー、CDライブ、ショーのバック、等での使用です。

Q : JASRACの管理楽曲でない曲は？

A : その曲を管理している団体への許諾申請が必要ですが、JASRAC以外の団体(イーライセンス、アジア著作権協会)は使用店舗施設の調査、BGM使用料の徴収を、現状は行っていません。

Q : JASRACの管理楽曲とそうでない楽曲の見分け方は？

A : CD盤かジャケットにあるJASRACのロゴマークをご確認ください。現状、ほとんどの洋楽、邦楽はJASRACの管理楽曲です。





●【店舗での有線放送/ネット配信された音源/CD等の録音物の利用について】

Q : 店舗施設で、自分が正規購入した曲をiPodで流す場合、著作権使用料の支払いは必要ですか。

A : 著作者等に無断でiPodなどの携帯音楽端末を店舗で使用することは著作権侵害に当たります。iPodなどの携帯音楽端末にコンテンツを複製(コピー)することは私的使用に限って許されています。店舗での使用は私的使用の範囲を超えるため、新たに著作者、レコード会社、アーティスト、ミュージシャンの許諾を得なければなりません。

Q : iTunesから直接購入した楽曲を使用する場合は？

A : iTunesから直接購入した楽曲は、私的使用が前提の購入であるため目的外利用となり、アップル社との契約違反となります。
※私的使用のための複製とは、自分または家族が使用するために、自分または家族の録音機器で、自分または家族が複製(コピー)すること。

Q : AWA、LINE MUSIC、APPLE MUSIC等の定額音楽配信サービスは店舗で使用できますか？

A : **個人利用(私的使用の範囲)のサービス**なので、店舗(商用)では使用できません。店舗(商用)で使用する場合は、新たに著作者、レコード会社、アーティスト、ミュージシャンの許諾を得なければなりません。





●【店舗での有線放送/ネット配信された音源/CD等の録音物の利用について】

Q : ラジカセで市販CDを流したい。

A : USEN(及び元栓事業者)のお客様であれば背景音楽(BGM)としての利用はOKです。その場合、JASRAC管理楽曲であることをご確認ください(CD盤かジャケットにあるJASRACのロゴマークをご確認ください。現状、ほとんどの洋楽、邦楽はJASRACの管理楽曲です)。

Q : 店舗様の取引先メーカーが制作、及び、著作権処理した販促用のCD・カセットテープを流したい。

A : OKです。

Q : レンタルしたCDを店舗で流す事は可能ですか？

A : レンタル店の規約が個人以外の使用を禁じていることがありますので、レンタル規約をご確認ください。

Q : 従業員の方のiPodをアンプ、スピーカーに繋いで音楽を流したい。

A : NGです。iPodなどの携帯音楽端末に録音した楽曲を私的使用以外の目的で使用することは著作権侵害になります。

Q : 所有CDやレンタルCDを録音したカセットテープ、CD-Rを流したい。

A : NGです。録音物を権利者の許可なく私的使用以外の目的で使用することは著作権侵害になります。

Q : 所有CDやレンタルCDから好きな曲だけ編集したベスト盤を流したい。

A : NGです。録音物を権利者の許可なく私的使用以外の目的で使用することは著作権侵害になります。

Q : 所有CDやレンタルCDを録音したエンドステープを流したい。

A : NGです。録音物を権利者の許可なく私的使用以外の目的で使用することは著作権侵害になります。



●【店舗での有線放送/ネット配信された音源/CD等の録音物の利用について】

Q : 家族や友人が購入したCDを借りて、CD-Rにコピーしました。それを店頭で流す事は可能ですか？

A : NGです。録音物を権利者の許可なく私的使用以外の目的で使用することは著作権侵害になります。

Q : 海賊版(違法コピー)のCDを海外で購入しました。海外で購入した物なので店舗で流す事は可能ですよね？

A : NGです。日本は著作権に関する条約を海外各国と結んでいます。海賊盤の使用は違法となります。

※レコード保護条約 <http://www.cric.or.jp/db/article/kyo.html>

Q : 店舗でDVDを使用する際に必要な権利処理は？

A : 市販DVDは私的使用を前提とされています。店舗で使用する場合は、DVD発売元(*1)に対し、業務使用の許諾手続きが必要となります。加えて、JASRACに対し、DVDで使われている曲について「上映権」の許諾手続きを行います。

(*1)…日本映像ソフト協会HPを参照下さい(<http://www.jva-net.or.jp/contact/index.html>)

Q : DVDの音のみ店舗で流す事は可能ですか？

A : DVDの音のみ使用の場合でも前問の手続きが必要です。

Q : Youtubeでダウンロードした楽曲を店舗で流す事は可能ですか？

A : Youtubeからのダウンロードは、Youtube(Google社)・著作者・著作隣接権者から許諾されていないので、個人で使用する場合を含めて違法行為です。

●【結婚式での利用について】

Q : ブライダルにおける録音・録画に関する著作権手続きは？

A : ブライダルでの演出用DVD、BGM用CD、記録用DVD等の複製はいずれも私的使用のための複製には当たらず、事前に著作権者などに利用許諾の手続きが必要になります。



披露宴やパーティーで
流す楽曲

映像作品に
収録される楽曲

記念のビデオに
収録される楽曲



結婚式や披露宴で市販CDの楽曲を複製利用するには、権利処理の手続きが必要です。

「結婚式や披露宴で流すBGM用に新婦の好きな楽曲を集めて1枚のCDに収録する」、「プロフィールムービーの映像作品に楽曲を利用する」、「結婚式や披露宴を撮影した記録映像に、会場で使用したBGM等の楽曲と一緒にDVDに収録する」、のように、市販CDから楽曲をコピー(複製)する場合は、**著作権と著作権隣接権の両方の手続きが必要**です。著作権・著作権隣接権の手続きをせず無断でCDやDVDなどの記録メディアに録音・録画すると、作品を制作した事業者や、ケースによっては新郎新婦が著作権侵害に問われます。

尚、著作権・著作権隣接権の侵害は、10年以下の懲役、又は1千万円以下の罰金、またはその両方となります。

参考)

ISUM (アイサム) 一般社団法人 音楽特定利用促進機構 <http://isum.or.jp/>
結婚式で利用される市販CD音源の権利処理と権利料の支払処理を
オンライン上で簡単に出来るシステム



●【ダンス教室での利用について】

Q : ダンス教室(社交ダンス教室以外)の著作権手続きは ?

A : 社交ダンス教室以外のダンス教室(フラダンス教室など)に対して、従来、JASRACは著作権使用料の請求を行っていませんでしたが、2015年4月からは実施することになりました。

これをUSEN加入店に当てはめると、背景音楽(BGM)として使用することは従来通り免除されていますが、ダンス教室の教材として使用することは別途著作権費用が発生するということになります。

<従来> USEN加入店 BGMとして使用(→○) 教材として使用(→**JASRAC未請求**)

<今後> USEN加入店 BGMとして使用(→○) 教材として使用(→**JASRAC請求開始**)



【参考1】JASRACリリース文書 <http://www.jasrac.or.jp/info/play/school.html>

【参考2】月額使用料例

① 社交ダンス教授所

ダンス教師の数	30分間の教授料 (消費税別)	月額使用料
1人～3人	1,000円まで	3,000円
	2,000円まで	4,500円
	3,000円まで	6,000円
4人～6人	1,000円まで	5,000円
	2,000円まで	7,500円
	3,000円まで	10,000円

② 社交ダンス教授所以外のダンス教室などの教授所

面積	30分間の教授料	月額使用料
60㎡まで	1,000円まで	6,000円
	2,000円まで	8,000円
	3,000円まで	9,000円
120㎡まで	1,000円まで	9,000円
	2,000円まで	11,000円
	3,000円まで	13,000円

★USEN契約時に「USEN加入していたら問題無い」と解釈したお客様が、JASRACから通達を受け、トラブルになった事例がありましたので、お客様に誤解を与えるような説明を行わないようご注意ください。



●【フィットネスクラブでの利用について】

Q : フィットネスクラブでCDを教材として使用した場合、JASRACへの使用料は必要ですか？

A : フィットネスクラブ(*1)において、当該運動の指導又は管理とともに演奏等により著作物を利用する場合、JASRACへの音楽著作権の手続きが必要となります。

この場合の月額使用料は、月会費や施設の面積によって変わります。

例1) 月会費:~5千円、店舗面積:~50坪(165㎡) ⇒ 3,100円

例2) 月会費:1万円、店舗面積:150坪(495㎡) ⇒18,300円



*上記以外に、著作物1曲1回ごとの使用料算出方法もあります。詳細はJASRACホームページにてご確認ください。

(*1)…屋内にスタジオ、マシンジム、プールなどの運動設備を設け、インストラクター、トレーナーなどの運動技術指導者を配置し、利用客に対する運動の指導又は管理を実施する施設

●【カルチャーセンターでの利用について】

Q : カルチャーセンターの〇〇講座、〇〇教室などでCDを教材として利用した場合、JASRACへの使用料は必要ですか？

A : 必要です(2012年4月1日より)。カルチャーセンター、オープンカレッジなど、複数の分野の講座を開設し、教授する施設で著作物を利用する場合、JASRACへの音楽著作権の手続きが必要となります

演奏等が行われる講座1回あたりの使用料は、講座1回の受講料と受講者数等によって変わってきます。

例1) 講座1回の受講料:1千円、受講者数:10名 ⇒150円

例2) 講座1回の受講料:5千円、受講者数:30名 ⇒2,250円

*上記以外に、受講料収入による算出方法もあります。詳細はJASRACホームページにてご確認ください。



●【宿泊施設での利用について】

Q : ホテル、旅館、民宿などの宴会場で著作物を背景音楽(BGM)以外に利用する場合、JASRACへの使用料は必要ですか？

A : ホテル、旅館、民宿などの宿泊施設内の宴会場、広間、バー等でのカラオケ伴奏による歌唱や楽器演奏、またCCTVやビデオ・オン・デマンドでのビデオ上映により著作物を利用する場合、JASRACへの音楽著作権の手続きが必要となります。

この場合の月額使用料は、宿泊定員や宿泊料金、宴会場かそれ以外の施設か、座席数(面積)等によって細かな規定があります。

例1) 定員100名、宿泊料金7千円、宴会場の場合

⇒ 9,000円

例2) 定員500名、宿泊料金2万円、宴会場以外の施設の場合

⇒ 53,000円

*詳細はJASRACホームページにてご確認下さい。





●【店舗でのテレビ、ラジオ、インターネットラジオの利用について】

Q：テレビ・ラジオ番組を録音した素材を流したい。

A：NGです。録音物を権利者の許可なく私的使用以外の目的で使用することは著作権侵害になります。

Q：店舗施設内でテレビやラジオを使用する場合、著作権使用料の支払いは必要ですか？

A：著作権使用料の支払いは必要ありません。

Q：店舗施設でインターネットラジオを使用する場合、著作権使用料の支払いは必要ですか？

A：USEN(及び競合元株事業者)のお客様であれば必要ありません。それ以外の店舗施設であれば著作権使用料を徴収されます。

Q：店舗施設でRadikoを使用する場合、著作権使用料の支払いは必要ですか？

A：著作権使用料の支払いは必要ありません。

Q：店舗施設でBSテレビを使用する場合、著作権使用料の支払いは必要ですか？

A：著作権使用料の支払いは必要ありません。但し、WOWOW、スターチャンネルなどの有料放送は個人・家庭での視聴が前提で、不特定多数に視聴させる契約ではありませんので、放送局からクレームが入ることがあります。



●【JASRACの一括契約について】

Q : JASRACがチェーン店企業と交わしている一括契約とは何ですか。

A : JASRACがチェーン店企業と結ぶ事務処理を簡素化するための契約です。内容は以下のとおりです。

- ・全店舗を1枚の契約書で処理。
- ・契約時に企業が店舗数と店舗面積を申請。
- ・年1回「基準日」を設け、「基準日」時点での店舗数等を企業が報告し契約更新。
- ・当年度締めของ当年度支払いであり、月割はない。
- ・年度の途中でUSENと契約した企業は次回の契約更新時(基準日)にその旨を申請すれば、新年度から使用料を支払う必要は無い。

●【海外の本部と同じCDを使用する場合について】

Q : 海外ブランド専門店に、本部から「著作権処理済み」と言われたCD-Rを店舗のBGMとして使用するよう指示が来ているとのこと。著作権関連で注意しなければいけないことはありますか？

A : 本国(本部)の著作権管理団体が海外(日本)での「演奏権」の許諾を出すことはありません。別に日本国内でのBGM使用(演奏権処理)のためにJASRACへの許諾申請が必要です。当社のお客様であれば、許諾申請は当社がお客様に代わって行いますので、面倒な手続きは必要ありません。

上記は著名アーティストの楽曲等JASRAC管理楽曲の場合です。



●【当社BGM加入店(入線不可店)でのCD使用について】

Q : 当社BGM加入店(入線不可店)で当社が店舗様用に制作したCDを流したい。

A : OKです。USENは権利団体から、入線不可店様が入線可能になるまでの間、店舗様用に当社制作CDを配布・演奏する許諾を受けています。

Q : 当社BGM加入店(入線不可店)で市販CDを流したい。

A : OKです。JASRAC管理楽曲であることをご確認ください（CD盤かジャケットにあるJASRACのロゴマークをご確認ください。現状、ほとんどの洋楽、邦楽はJASRACの管理楽曲です）。

Q : 当社BGM加入店(入線不可店)が市販CDを自ら録音したCD-R・カセットテープを流したい。

A : NGです。競合他社から権利団体に連絡が入った場合、入線不可店様への当社制作CDの配布・演奏許諾を取り消される可能性がありますのでご注意ください。



●【BGM著作権使用料の免除(対象外)業種について】

Q : BGMとして利用する場合の著作権使用料が免除されている業種は？

A : 下記の通りとなります。

業種	内訳
医療関係 *医療法、保険法に基づく施設	医院・病院・歯科 診療所・サナトリウム、 献血センター 老人医療施設、 老人保健施設、 医療研究所、調剤薬局
福祉関係 *老人福祉法、社会福祉事業法 児童福祉法、身体障害者福祉法 精神薄弱者福祉法、社会福祉事業法に基づく施設	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設、 養護老人ホーム、 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム、 老人福祉センター、 老人介護支援センター 乳児院、 母子生活支援施設、 児童養護施設 知的障害児施設、 知的障害児通園施設、 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設、 重症心身障害児施設、 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設、 身体障害者更生施設、 身体障害者養護施設 身体障害者福祉ホーム、 身体障害者授産施設、 精神薄弱者厚生施設 身体薄弱者福祉ホーム、 知的障害者更生施設、 知的障害者授産施設 知的障害者福祉ホーム、 知的障害者通勤寮
学校 *学校教育法に規定する学校	幼稚園、小・中・高校、高等専門学校 短期大学、大学、盲学校、聾学校、養護学校
事務所等 *主として従業員のみを対象とした利用	一般会社事務所(接客対応施設は除く) 社員食堂、会社・社員寮
工場等 *主として従業員のみを対象とした利用	各種工場、給食センター、果樹園、 農場、牧場(観光用は除く)、ごみ処理場
短期的かつ軽微な利用	ワゴンセール、露店等
音楽作品のプロモート利用	レコード店、CDレンタル店、レンタルビデオ店等

■ 申請手続きが不要の施設

業種	内訳
カラオケや生演奏等すでにJASRACと契約のある店	カラオケスナック、カラオケボックス、ライブハウス、 ダンス教室、スポーツジム、カルチャーセンター等
有線放送、BGM貸出録音物利用	元栓事業者と契約している施設



◆よくある著作権関連の質問13

●【その他】

JASRACホームページにてご確認ください。

URL : https://secure.okbiz.okwave.jp/faq-jasrac/category/show/43?site_domain=jp

The screenshot shows the JASRAC website interface. At the top left is the JASRAC logo. Below it is a navigation menu with categories like '演義、CD・ビデオ・楽譜の制作など利用の手続き' and 'お店など施設でのBGM利用'. The main content area features a search bar and a list of FAQs. The selected FAQ is titled '『お店など施設でのBGM利用』内のFAQ'. The first question asks why a procedure is needed for BGM usage even when purchasing a CD. The answer explains that copyright procedures are required for reproduction, distribution, and other uses beyond the original CD. The second question asks if a procedure is needed for BGM usage in stores, specifically for AM/FM radio broadcasts and internet radio. The answer states that a procedure is required for these cases as well.

